

(一財) 山口観光コンベンション協会物品貸出基準

【目的】

- 1 山口市で行われる各種コンベンション及び観光イベント等のスムーズな運営を支援するために協会の所有する物品を貸し出します。

【品目等】

- 2 品目、数量、保管場所、料金、貸出条件については別表1のとおりです。

【手続き等】

- 3 物品の貸し出しを希望する方は、事前に協会事務局まで連絡し、在庫を確認のうえ、下の貸し出し記録表の太線部分に記入し、提出してください。
- 4 貸出期間を厳守してください
- 5 万一、破損、紛失をした場合は速やかに事務局に連絡するとともに、補修、補填に必要な金額を負担していただきます。

(一財) 山口観光コンベンション協会
山口市惣太夫町2番1号 JR 山口駅 2 階
TEL.083-933-0088 FAX.083-933-0089

物品貸出記録票		
		令和 年 月 日
物 品 名		
数 量		
利 用 料 金		
支 払 方 法	現 金 ・ 振 込 ・ その他 ()	
請求書又は領収書宛名		
貸 出 期 間 (準備～返却)	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで	
使 用 目 的 (大 会 名)		
使 用 場 所		
責任者連絡先	団体名：	
	担当者名：	TEL：
協 会 確 認 欄	受付	返却